

ローザンヌ会議と ストレーザ会議（1932年）

——欧州経済秩序再編とフランス外交——

佐々木 裕 史

はじめに

一 ローザンヌ会議前史——賠償装置の破綻と交渉枠組みの固定化

- (一) バーゼル委員会の勧告とフランスの警戒
- (二) フランスによる会議日程・議題設定の操作と「賠償単独化」阻止戦略
- (三) ローザンヌ延期期間における制度外交構想の浮上——ドナウ地域危機とタルデュー・プラン
- (四) ローザンヌ会議準備段階における対立軸の固定化
- (五) 小 括

二 エリオ外交の出発——「マスク」と時間による交渉枠組みの形成

- (一) 交渉形式をめぐる対立——「覆い（マスク）」としての包括的経済議題
- (二) 英仏事前会議（Ⅰ）——賠償処理をめぐる根本的対立
- (三) 英仏事前会議（Ⅱ）——ローザンヌの射程と「時間」の政治
- (四) ドイツとイタリア——枠組みに対する限定的関与
- (五) 小 括

三 ローザンヌ会議（1932年 6～7月）——賠償処理の政治的演出と欧州経済秩序再編の挫折

- (一) 賠償交渉の政治化——表象・時間管理・対米交渉としてのローザンヌ
- (二) ドナウ地域問題と第二の交渉空間——賠償後秩序をめぐる非公式協議と制度化の挫折
- (三) 実質賠償削除の成立——政治的決着の構造と四大国の利得
- (四) 賠償後に残された問題——ドナウ地域経済と再交渉の必然性

四 ストレーズ会議——賠償後欧州経済秩序をめぐる再交渉とその限界

- (一) ストレーズ会議の位置づけ
- (二) ストレーズ会議の準備段階——ローザンヌ後の英仏協調と独伊の受け止め
- (三) フランス制度化経済再編を拒む英独伊の合理性
- (四) ストレーズ会議の帰結
- (五) 小 括

おわりに

はじめに

1932年6月に開催されたローザンヌ会議は、従来、第一次世界大戦後のドイツ賠償問題を最終的に処理した会議として位置づけられてきた。フランスにとって対独賠償は、対米戦時債務返済の財源であると同時に、戦後復興と対独安全保障を支える中核的要素であった。一方、イギリスは自国経済再建の観点からドイツ市場を不可欠視し、イタリアはドナウ・バルカン地域をめぐって仏独両国と鋭い利害対立を抱えていた。このように、賠償問題は単なる財政問題ではなく、戦間期ヨーロッパの勢力均衡と経済秩序を左右する高度に政治的な争点であった。

しかし、英仏独伊の外交史料および国際連盟資料を横断的に検討すると、ローザンヌ会議の意義は、賠償問題の「終点」ととどまらない。むしろ同会議は、賠償の政治的決着を契機として、通貨制度、関税体制、ドナウ地域再建という複数の経済問題が同時に噴出し、戦後国際秩序が別の形で再編を迫られる「転換点」として再定位されるべきである。とりわけ1932年9月のストレーザ会議、さらに1933年ロンドン世界経済会議へと続く一連の交渉過程を視野に入れると、ローザンヌは崩壊点であると同時に、新たな経済秩序構想が模索され始めた始点でもあった。

戦間期のヨーロッパでは、国際連盟を中心として、国際経済問題を多国間的枠組みの中で調整しようとする試みが進められていた。とりわけ1927年のジュネーヴ国際経済会議以降、連盟の経済・金融委員会や各種国際会議を通じて、通貨安定、貿易自由化、関税・農業問題といった課題を多国間協調のもとで処理しようとする制度的枠組みが形成されていた。また、賠償問題についても、ヤング・プランの成立や国際決済銀行（BIS）の創設にみられるように、欧州経済問題を国際的制度のもとで管理しようとする試みが進められていた。

しかし1931年の金融危機によるドイツ経済の急速な悪化は、この多国間協調の制度的基盤を大きく揺るがした。賠償問題は再び欧州政治の中心的争点として浮上すると同時に、通貨・関税政策、ドナウ地域の経済再建

など、より広範な欧州経済秩序の再編が問われる状況が生まれた。1932年のローザンヌ会議およびストレーザ会議は、こうした制度的多国間主義が動揺する中で、欧州経済秩序の再編がいかなる形で追求され得るのかが改めて試された局面として位置づけられる。

先行研究は、この点について重要な成果を積み重ねてきた。ドイツ語圏研究は、賠償制度の構造的不均衡と国際協調体制の制度疲労を指摘し、ローザンヌを不可避的な崩壊点として位置づけた¹⁾。英米系研究は、国際連盟や国際決済銀行（Bank for International Settlements – BIS）を含む国際経済制度の限界、アメリカの関与不足、金本位制崩壊との連関を明らかにした。また、こうした制度的多国間主義は、戦間期の国際経済秩序の重要な構成要素であったことが指摘されている²⁾。フランス系研究は、戦間期フランス外交が地域経済構想や制度化戦略を通じて、政治的制約を補完しようとした点を強調している³⁾。

もっとも、これらの研究の多くは、制度の成否や構造的制約の分析に重

1) ドイツ系研究は、以下が主要なものである。Krüger, Peter, “Das Reparationsproblem der Weimarer Republik in fragwürdiger Sicht. Kritische Überlegungen Zur Neuesten Forschung,” *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte* 29 (1): pp. 21-47, 1981; Heyde, Philipp, *Das Ende der Reparationen: Deutschland, Frankreich und der Youngplan 1929-1932*, F. Schöningh, 1998.

2) 英米系研究は、以下が主要なものである。Leffler, Melvyn P, *The Elusive Quest: America's Pursuit of European Stability and French Security, 1919-1933*, University of North Carolina Press, 1979; Clavin, Patricia, *The failure of economic diplomacy: Britain, Germany, France and the United States, 1931-36*, Basingstoke, Hampshire, Macmillan Press, 1996.

3) フランス系研究は、以下が主要なものである。Soutou, Georges-Henri, “L’impérialisme du pauvre : la politique économique du gouvernement français en Europe Centrale et Orientale de 1918 à 1929”, *Relations internationales*, 1976, no. 7, pp. 219-239; Girault, René, “Économie et politique internationale : diplomatie et banque pendant l’entre-deux-guerres”, *Relations internationales*, 1980, no. 21, pp. 7-22; Bussière, Eric, “L’Organisation économique de la SDN et la naissance du régionalisme économique en Europe”, *Relations internationales*, 1993, no. 75, pp. 301-313.

点を置くあまり、1932年に実際に展開された外交交渉が、各国の相互認識と判断の連鎖の中で、いかなる形で収束を欠くに至ったのかという動態そのものには十分に踏み込んでいない。とりわけ、フランスが「ヨーロッパ的合意」という表象を必要としつつ制度化を志向したこと、これに対してドイツ、イタリア、イギリスがそれぞれ異なる合理性から距離化・回避行動をとった点は、交渉過程のレベルで再検討される余地がある。

本稿は、この点に着目し、ローザンヌ会議とストレーザ会議を、賠償問題と地域経済再建という分断された事象としてではなく、賠償後の欧州経済秩序をめぐる連続した交渉過程として再構成する。その際、フランス経済外交を分析の軸に据えつつ、英・独・伊・米の外交史料に加え、国際連盟資料にかんしては、各国の外交交渉の動態を補足的に確認する資料として参照し、各国の判断と相互認識が交錯する交渉の動態を検討する。なお、本考察では国際連盟を、独自の政策主体というよりも、各国外交が接触し多国間協議の枠組みが形成される制度的フォーラムとして位置づける。

以下では、第1章・第2章でローザンヌ会議準備過程と交渉枠組みの形成を分析し、第3章でローザンヌ会議の政治的帰結を検討したうえで、第4章においてストレーザ会議を賠償後秩序再編の試行として位置づける。こうした視角から本稿は、1932年の欧州経済外交を、単なる協調の失敗としてではなく、共通の中心や収束点を欠いたまま、各国がそれぞれの政治的・経済的合理性にもとづいて行動した結果として展開された過程として捉え直すことを目的とする。

一 ローザンヌ会議前史——賠償装置の破綻と交渉枠組みの固定化

(一) バーゼル委員会の勧告とフランスの警戒

1931年12月、BISのバーゼル特別委員会は、ドイツの支払能力が事実上消滅していることを確認し、「賠償と付随する包括的経済問題の全面的

再検討を四大国（英仏独伊）で行うべきである」との勧告を出した⁴⁾。1931年7月に発動されたフーバー・モラトリウムから半年も経たないうちに、ドイツの財政状況は急速に悪化し、バーゼル特別委員会（以下「バーゼル委員会」）は、ドイツが経済的に破綻寸前の状態にあると評価した。

この勧告は、政府間の賠償不履行が不可避となったことを示しただけでなく、ドイツ側が数か月にわたり訴え続けてきた、いわゆる民間短期支払猶予債務（以下「民間債務」）を優先的に処理すべきであるとの主張を、国際的に承認する効果を持った。

民間債務と賠償債務の処理をめぐる立場の相違は、以後、英仏対立の根本要因となっていく。イギリスは、民間債務処理を優先する立場から、賠償債務の全面的抹消に傾斜したのに対し、フランスにとってドイツ賠償は国内予算の重要な歳入財源であり、賠償債務の抹消を容易に受け入れることはできなかった。

こうした状況のもと、1931年12月3日、フランスはバーゼル委員会に際し、自国の立場を明確にするため、「賠償問題に関するフランス政府の見解」と題する覚書を公表した⁵⁾。これに対しイギリスは、16日、民間債務回収を優先するため、賠償債務の扱いを劣後させる意向を表明し⁶⁾、イタリアもまた賠償の全面抹消を提案していた。

バーゼル委員会の報告書は、賠償問題の早期解決を関係国に促す一方で、その処理方法をめぐる英仏間の溝をいっそう拡大させ、結果としてフランスを困難な外交環境へと追い込んだ。とりわけ、金融市場の安定を最優先とするイギリスは、政府間会議の早期開催を主導し、1932年1月20日に

4) Archives du ministère des affaires étrangères, La Courneuve Paris, France, (以下“AMAE”), Papiers d’agents 166 PAAP André Tardieu (以下“166 PAAP”), 488 “Plan Hoover, conférence de Londres, conférence de Lausanne, réclamations belges au sujet des annuités inconditionnelles du plan Young; Juin 1931–Novembre 1933 (以下カートン番号488のみ記載), doc. 83-108, “Rapport du comité consultatif spéciale ; Décembre 1931”, Bâle.

5) AMAE, 166 PAAP, 488, doc. 68-74.

6) Ibid, doc. 75-82.

ローザンヌで会議を開催することを各国に提案した⁷⁾。

これに対しフランスは、ただちに同意することを避け、日程に関する回答を留保した。この態度の背後には、賠償問題を単独議題として処理することが不可能な、フランス固有の国内政治的・財政的制約があった。賠償問題が単体で顕在化することを避けるためには、他の経済問題を議題に組み込み、交渉の外形を調整する必要があったのである。

しかし、会議の日程と議題をめぐる調整は、ドイツ首相ブリューニング(Heinrich Brüning)の発言によって一挙に不安定化することとなる。この発言は、フランス国内政治と国際金融市場の双方に強い衝撃を与え、ローザンヌ会議準備をめぐる交渉を新たな局面へと押し出した。

(二) フランスによる会議日程・議題設定の操作と「賠償単独化」阻止戦略

ローザンヌ会議の開催日が1932年1月18日と提案された直後の1月6日、ドイツ首相ブリューニングは、ベルリン駐在フランス大使フランソワ＝ポンセ(André François-Poncet)に対し、「ドイツは現在も、将来のいかなる時点においても、賠償支払いが可能な状態にはない⁸⁾」と述べた。この発言は、報道機関によって過度に誇張された形で伝えられ⁹⁾、各国に

7) *Documents on British Foreign Policy 1919-1939, Series 2, Vol. 3* (以下“DBFP, Ser. 2, Vol. 3”と略する): *The disarmament conference and the internal situation in Germany 1932-33*, Chap. 1 (以下、Chap. 番号のみ記載する), (London HMSO, 1947), No. 1, Mr. Campbell (Paris) to Sir J. Simon (Received December 28).

8) Ministère de l'Europe et des Affaires étrangères - Direction des archives - Archives rapatriées de l'ambassade de France à Berlin, Série A, janvier-mars 1932, 83PO/A/418, #52-61, 6 janvier, 1932, <https://francearchives.gouv.fr/en/fac/component/134220eaf58de04a0abc1610ad33c99e61032b89#tree-hierarchy>, accessed on January 27, 2026.

9) Bundesrepublik Deutschland, Auswärtigen Amtes, *Akten zur Deutschen Auswärtigen Politik 1918-1945 aus dem Archiv des Auswärtigen Amtes, Serie B: 1925-1933, Band XIX*, Nr. 175, 11 Januar 1932, Baden-Baden in Göttingen, Germany 1950-digitalisierte Archive in Bayerischen Staatsbibliothek <<https://>

大きな波紋を広げた。フランス国内では、この発言がヤング・プランからの正式離脱、ひいては条約破棄の意思表示と受け止められ、強い反発が巻き起こった。

この結果、これまで比較的ドイツに宥和的な姿勢を示してきたラヴァル（Pierre Laval）首相は、議会において厳しい立場に立たされることとなった。ブリューニング発言は、賠償問題そのものだけでなく、ローザンヌ会議の開催形式と交渉枠組みそのものを不安定化させる効果を持っていた。

ラヴァルはパリ駐在ドイツ大使ヘシュ（Leopold von Hoesch）を招き、フランス政府としてローザンヌ会議に出席しない意向を伝えた。ラヴァルは、会議に出席しても、ドイツから最終的かつ完全な支払い拒否という、いかなるフランス内閣も受け入れがたい一方的通告を聞かされるだけであり、実質的な交渉は成立し得ないと説明した¹⁰⁾。

ラヴァルが最も警戒したのは、ブリューニングがローザンヌ会議という国際的舞台上で同様の発言を繰り返すことであった¹¹⁾。もしドイツ政府の公式見解としてその主張が表明されれば、それはヤング・プランに対する事実上の「死亡宣告」となり、フランスの賠償問題に対する統制は完全に失われ、金融市場の即時的混乱を招くおそれがあった。会議不参加の表明は、こうした最悪の事態を回避するための、圧力として機能した。

しかし、モラトリアムの期日—賠償債務は6月30日（7月から通常支払いが再開される予定）—が迫るなか、危機を放置することはできなかった。市場の懸念を抑えるためには、期日に先立つ何らかの技術的対応が不可欠であった。1月17日、ラヴァルは、ローザンヌ会議の中止と、7月に期限を迎えるフーバー・モラトリアムの1年延長を同時に発表する案をイギリス政府に提案した¹²⁾。

www.bsb-muenchen.de/ (Accessed on 27 January 2026), (以下、“ADAP”とし、巻番号 (“Bd.”) と文書番号 (“Nr.”) は都度表示する。

10) *Ibid.*

11) *DBFP, Ser. 2, Vol. 3, Chap. 1, No. 30, Tyrell, Lord. (1932). 1932/1/17—Lord Tyrell (Paris) to Sir J. Simon.*

12) *Ibid.*

イギリス外相サイモン (Sir John Simon) は、1月18日、在仏大使タイレル卿 (Lord Tyrell) を通じてラヴァルと接触し¹³⁾、フランス政府がブリューニング発言をめぐる議会の強い反発に直面し、身動きが取れない状況にあることを確認した¹⁴⁾。イギリスは、ドイツからモラトリウム延長の譲歩を引き出すことで事態を収拾しようと試みたが、ドイツ政府は、延長が自国資産の担保化を伴う以上、新たな支払義務の承認に等しいとしてこれを拒否した。バーゼル報告書によってヤング・プランの前提がすでに崩壊しているとの認識に立つドイツにとって、モラトリウム延長は、破綻した制度の延命に加担することを意味していた。

こうして1月24日、イギリスはモラトリウム延長案を断念し、外務省事務次官ヴァンシタート (Robert Vansittart) は、「無期限のデカラージュ (décalage)」、すなわち新たな制度を創設することなく、支払義務と支払時期を技術的にずらす方針へと転換した¹⁵⁾。同時にイギリスは、フランスの国内事情に理解を示し、賠償問題に加えて他の経済問題を議題に含めることに同意した。会議期日は独仏の政治日程を考慮して6月とされ、ローザンヌ会議で賠償問題が最終的に決着するまで、ドイツに対して「現在より過重な賠償制度を適用しない¹⁶⁾」ことも確認された。

フランスが期日の延期と包括的議題の設定を条件にローザンヌ会議への参加を受諾したことは、2月12日、サイモン外相からジュネーヴ滞在中のドイツ外務省国務次官フォン・ビューロウ (Bernhard Wilhelm von Bülow) に伝えられ¹⁷⁾、翌日、正式に関係各国へ通知された¹⁸⁾。

この一連の調整は、賠償問題の最終的解決を約半年先送りするもので

13) イギリス公文書館・デジタル・アーカイブス (Public Record Office, The National Archives-TNA, England), URL: <https://discovery.nationalarchives.gov.uk/> (Accessed on 27 January 2026), (以下、“TNA”), FO800/286, #125-130.

14) *DBFP, Ser. 2, Vol. 3*, Chap. 1, No. 34, 1932/1/18—Lord Tyrrell (Paris) to Sir J. Simon (Received January 18).

15) *Ibid*, Chap. 1, No. 58, 1932/1/24 1:15—Sir J. Simon to Lord Tyrrell (Paris).

16) *Ibid*, Chap. 1, No. 60, 1932/1/24 20:00—Lord Tyrrell (Paris) to Sir John Simon.

17) *ADAP, Bd. XIX*, Nr. 247.

18) AMAE, 166 PAAP, 488, doc. 140.

あったが、それは賠償を単独で政治的に処理することによって国内政治と国際金融市場の双方が不安定化する事態を回避するための、暫定的かつ制度的な対応であった。フランスにとって、この調整は「賠償単独化」を回避し、より広範な経済問題の外形のもとで交渉を進めるための条件整備であった。

ラヴァルは期日延期決定とほぼ同時に、国内の選挙法改正案が議会で否決されたことを理由に総辞職し、ヤング・プラン批准当時の首相であったタルデュー（André Tardieu）が首相兼外相に就任した。こうしてローザンヌ会議準備は新たな段階に入るが、その直後、ドナウ地域の経済危機が急速に表面化し、フランスは会議開催までの延期期間に、この新たな課題への対応を迫られることとなる。

（三）ローザンヌ延期期間における制度外交構想の浮上——ドナウ地域危機とタルデュー・プラン

フランスは、ローザンヌ会議の開催を1932年1月から6月へと延期させ、賠償問題を単独で処理することを回避するため、会議議題を通貨・関税・地域再建を含む包括的経済問題へと拡張することに成功した。延期理由として公式に挙げられたのは、フランスおよびドイツの国内政治日程であり、会議準備は一時的に停滞しているかのようにみえた。しかし実際には、この延期期間は、賠償「後」の欧州経済秩序をいかに構想し得るのかという争点が、別の舞台で試行錯誤される象徴的契機でもあった。本節では、この移行期においてフランスが提示した制度外交構想、とりわけドナウ地域経済再建を軸とするタルデュー・プランに注目し、賠償問題単独化を阻止する戦術と、経済秩序再編を制度化する構想とがいかに接続したのかを検討する。

ローザンヌ会議の延期期間に、賠償問題を単独で処理することの困難さは、ドナウ地域を中心とする中・東欧経済危機の深刻化によっていっそう明確となった¹⁹⁾。オーストリアの財政不安や農産物価格の下落に直面する

19) ADAP, Bd. XIX, Nr. 112; Nr. 195; Nr. 254.

ハンガリーをはじめ、同地域では連鎖的破綻の危険が顕在化し、英仏独伊の主要国はいずれも、この地域問題を無視できない状況に置かれていた。ドナウ地域は、賠償問題と切り離された周縁争点ではなく、通貨、関税、農産物価格、短期信用といった戦後ヨーロッパ経済秩序の再編と不可分の論点として浮上していたのである。

こうした状況のもと、フランス首相兼外相タルデューは1932年3月、ドナウ地域経済再建を軸とする包括的な制度構想、いわゆるタルデュー・プランを提示した²⁰⁾。同構想は、賠償問題を通貨・関税・地域再建と結びつけて処理し、戦後経済秩序を国際的制度の枠内で再構成しようとする点に特徴があった²¹⁾。しかしその具体性と主導性ゆえに、ドイツおよびイタリアは自国の裁量を制限する制度化構想として強い警戒を示し²²⁾、イギリスもまたフランス主導の秩序再編に慎重であった。結果としてタルデュー・プランは主要国の合意形成に至らず、5月初旬の政権交代とともに公式には放棄された。

重要なのは、タルデュー・プランが「失敗した構想」として消滅したのではなく、賠償問題を孤立した争点として処理することが不可能であること、そして経済秩序再編を制度的枠組みの中で構想せざるをえないという課題を、主要国に突きつけた点にある²³⁾。タルデューという個人名を冠した構想は排除されたが、賠償を超えた経済秩序再編という発想そのものは、より非人格的で国際的な制度言語へと移行しつつ、以後の交渉を拘束する「残響」として残存したのである。

20) AMAE, 166 PAAP, 517, doc. 67-70.

21) ADAP, Bd. XX, Nr. 33.

22) Ibid.

23) イタリア外務省文書デジタル・アーカイブス (イタリア共和国・ローマ)。Commissione per la pubblicazione dei documenti diplomatici (eds), *I Documenti Diplomatici Italiani, Settima Serie: 1922-1935, Volume XII 1 aprile - 31 dicembre 1932*, No. 96, (Istitutio Poligrafico dello Stato, Roma 1981), Farnesina - Ministero degli Affari Esteri e della Cooperazione Internazionale, URL: <https://www.farnesina.ipzs.it/home/> (Accessed on 27 January 2026). (以下“DDI”とし、巻番号 (“vol.”) と、文書番号 (“No.”) は都度表示する)。

ローザンヌ会議の延期期間は、単なる準備の空白ではなく、賠償後の欧州経済秩序をめぐる構想が各国で試行錯誤される移行期であった。ドナウ地域危機は、賠償単独処理という選択肢を現実的でないものとし、タルデュー・プランはその矛盾を可視化する象徴的契機となった。しかし共通の制度設計は形成されないまま、ローザンヌ会議を目前に控えた段階では、各国が自国の利害と制約に基づいて立場を固定化していく局面へと移行していった。

（四）ローザンヌ会議準備段階における対立軸の固定化

前節でみたように、ローザンヌ会議の延期期間において、フランスはタルデュー・プランに象徴される制度化志向の経済外交構想を提示し続け、賠償問題を通貨・関税・地域再建を含む包括的問題として処理しようとした。しかしこの構想は主要国間で共有されるには至らず、準備の最終段階では、むしろ各国が自国の経済的・政治的制約を優先し、立場を固定化させていく局面へと移行していった。本節では、この固定化の過程を整理する。

フランスは、6月初頭の覚書において、ローザンヌ会議を賠償問題の終結点ではなく、賠償後の欧州経済秩序を制度的に再構成する出発点として位置づけていた²⁴⁾。賠償・債務問題は、通貨・関税・金融関係の全体的調整と不可分であり、包括的な合意の枠組みなしには解決し得ないという認識は、フランス外交にとって「離れてはならない基準点²⁵⁾」となっていたのである。

これに対してイギリスは、ローザンヌ会議を賠償問題の管理と市場安定のための時間的・手続き的調整の場として構想していた。会議は短期間で終結されるべきであり、賠償問題に集中する一方、通貨・関税・欧州経済再編の問題は継続審議に委ねるべきであるという立場は、会議直前まで一

24) AMAE, 75 Correspondance politique et commerciale / Y-internationale, (以下“75 CPCOM”と略す), Cartoon 62 “Réparations, dettes interalliées” (以下、カートン番号のみを記す), doc. 4-7.

25) Ibid.

貫して維持された²⁶⁾。

ドイツは、ブリューニング政権からパーペン (Franz von Papen) 政権への交代を挟みつつも、賠償全面削除という基本方針を変更しなかった²⁷⁾。ローザンヌ会議は、賠償体制からの最終的離脱を国際的に承認させるための政治的舞台であり、交渉手段については柔軟性を保持しつつも、到達点は明確に定められていた。

イタリアは、賠償問題そのものよりも、賠償後に形成される中・東欧およびドナウ地域の経済秩序に最大の関心を寄せていた。ドイツ賠償の削除によって地域的均衡が崩れ、イタリアが不利な配分を強いられることを警戒し、賠償・軍備・地域再建を相互に関連づけた選択的かつ流動的な外交行動をとっていた²⁸⁾ のである。

このように、ローザンヌ会議準備の最終段階において、英仏独伊各国の立場はそれぞれ明確に固定化されていたが、それらは相互に接続されることなく、共通の制度設計へと収斂することはなかった。フランスが志向した包括的経済処理構想は孤立し、他方でイギリス、ドイツ、イタリアはいずれも自国の短期的危機管理を優先する姿勢を崩さなかった。その結果、ローザンヌ会議は、賠償問題を中心としつつも、その処理方法と射程をめぐる対立を内包したまま開幕することとなった。

(五) 小 括

本章では、バーゼル委員会勧告からローザンヌ会議開幕に至る過程を通じて、賠償問題をめぐる英仏独伊の対立軸がいかに形成され、固定化されていったのかを検討した。賠償制度の破綻が広く認識されるなかで、フランスは賠償問題を通貨・関税・地域再建を含む包括的経済問題として処理しようと試みたが、この制度化構想は主要国の支持を得ることなく孤立した。他方で、イギリスは市場安定を優先し、ドイツは賠償体制からの離脱

26) AMAE, 75 CPCOM, 62, doc. 27-29.

27) ADAP, Bd. XX, Nr. 133.

28) AMAE, 75 CPCOM, 62, doc. 9-25.

を、イタリアは賠償後の地域秩序をそれぞれ最優先課題とした。その結果、ローザンヌ会議は射程と処理方法をめぐる緊張を内包した状態で開幕することとなった。

二 エリオ外交の出発——「マスク」と時間による交渉枠組みの形成

（一）交渉形式をめぐる対立——「覆い（マスク）」としての包括的経済議題

第1章で検討したように、ローザンヌ会議準備段階において、英仏独伊各国の基本的利害と優先順位はすでに明確化しつつあった。しかし、会議の帰結を左右したのは、各国の立場そのもの以上に、それらがいかなる形式と言語によって提示され、どの順序と時間軸のもとで交渉に配置されたかという点であった。賠償問題を単独で整理するのか、通貨・関税・欧州経済危機と結びつけて扱うのかという選択²⁹⁾は、単なる議事運営の問題ではなく、会議の射程と政治的意味そのものを規定する争点であった。本章は、この固定化しつつあった利害構造を前提として、それがいかにして「交渉可能な形」に整えられていったのかを検討する。

フランスは、ローザンヌ会議を「賠償問題の持続的な解決に到達するとともに、現在の経済危機の原因を検討し、その救済策を講じる場³⁰⁾」として構想していた。1932年6月初旬にイギリス側から提示された委員会構成案に対し、フランス政府は覚書を通じて、会議の議題と構成が事前に合意された枠組みから逸脱しないことを強く求め、賠償の取消しを前提とした結論があらかじめ設定されることに断固反対した³¹⁾。フランスにとって

29) *DBFP, Ser. 2, Vol. 3, Chap. 2, No. 135, Notes of a Meeting held at the Ministry for Foreign Affairs, Paris, on June 12, 1932, at 10 a. m. (Received June 13). (1932).*

30) *AMAE, 75 CPCOM, 62, doc. 27-29.*

31) *Ibid.*

争点であったのは結論そのものではなく、賠償問題をいかなる文脈で、いかなる順序で扱うのかという点であった。

この文脈で重要なのが、経済委員会の位置づけである。フランスにとって経済委員会は、賠償問題を現在の欧州経済危機と結びつけて討議するための中核的な場³²⁾であり、賠償履行は、新たに再編される経済制度のもとで繁栄の見通しが示される場合にのみ正当化されると考えられていた。すなわち、賠償問題は単独で処理されるべきではなく、より広い経済秩序再編の枠内に埋め込まれるべき対象であった。

このような交渉形式の重視は、賠償問題を正面から再開することがフランス国内政治にとって持つ深刻な制約とも結びついていた。1929年のヤング・プラン批准以降、ドイツ賠償は対米債務返済の財政的基礎とされており、その再検討は、すでに「解決済み」とされた問題を再び政治化することを意味した³³⁾。ブリュニング発言後の世論状況を踏まえれば、賠償問題が単独議題として提示されること自体が、政権にとって致命的な打撃となりかねなかった。

このため、フランス外交は、賠償問題の再開を正面から掲げるのではなく、それを覆い隠す外形、すなわち「覆い（マスク）」を採用するという戦略を選択した。英仏間の協議において用いられたこの表現³⁴⁾は、賠償問題を不可視化するための欺瞞ではなく、交渉可能性を維持するための制度的外形を指していた。通貨・関税・東ヨーロッパ問題が議題に加えられたのは、論点拡張そのものよりも、賠償問題を包括的経済危機の一部として位置づけ直すための政治的装置であった。

後継のタルデューによって提示されたドナウ地域再建構想は、この「マスク」を具体的な制度構想へと転換させたが、その基本的発想、賠償問題をより広い経済秩序再編の文脈に埋め込むという方向性は、エリオ政権成立後も維持された。フランスにとって重要であったのは、ローザンヌ会議

32) Ibid.

33) *DBFP, Ser. 2, Vol. 3, Chap. 2, No. 134, Notes of a Meeting held at the British Embassy, Paris, on June 11, 1932, at 6.30 p. m. (Received June 13). (1932).*

34) *Ibid*, Chap. 1, No. 69, Tyrrell, Lord Tyrrell (Paris) to Sir J. Simon.

でいかなる結論を得るか以前に、どの問題をどの順序で討議し、どこまでを会議の正式射程に含めるかという交渉枠組みそのものを事前に設計することであった。

このようにして、交渉の焦点は本会議における最終決着から、会議に先立つ段階での枠組み形成へと移行した。賠償問題を先行させるのか、経済問題と同時に扱うのかという選択は、交渉順序をめぐる技術的問題であると同時に、ローザンヌ会議の政治的性格を規定する争点であった。その結果、会議の交渉構造は、開幕以前にすでに部分的に固定化されつつあったのである。この交渉枠組みは、英仏事前会議において具体化し、ローザンヌ会議の政治的性格をあらかじめ規定していった。

（二）英仏事前会議（Ⅰ）——賠償処理をめぐる根本的対立

第1章および前節で確認したように、ローザンヌ会議を前にして、賠償問題をめぐる各国の基本的立場はすでに固定化されていた。それにもかかわらず、英仏間では会議直前まで集中的な事前協議が重ねられた。ここで争われていたのは賠償の是非や最終結論そのものではなく、賠償問題をいかなる言語と枠組みで国際的に処理するかという点であった。本節では、エリオ（Édouard Herriot）政権成立直後の英仏事前協議（1932年6月11～12日）を取り上げ、両国の根本的対立がまず表現と手続きの次元でどのように現れていたのかを検討する。

イギリス政府は、ローザンヌ会議を通じてドイツ賠償問題に明確な終止符を打つことを一貫して志向していた。サイモン外相は、賠償問題が「貿易と為替の健全な過程と矛盾する金の移転」によって商業循環を阻害してきたのであり、もはや支払能力の問題ではない³⁵⁾と認識していた。この立場から、イギリスは賠償を各国合意のもとで整理し、「白紙に戻す（wipe the slate clean）³⁶⁾」ことを、国際社会に対する明確な政治的メッセージとし

35) *DBFP, Ser. 2, Vol. 3, Chap. 2, No. 133, Lord Tyrrell (Paris) to Foreign Office (Received June 12, 9.00 a. m.).*

36) *Ibid.*, No. 134.

て打ち出そうとした。

これに対し、エリオは、賠償の「取消し」という表現そのものに強い疑念を示した。フランスにとって賠償問題は、対独関係にとどまらず、対米債務、国内世論、財政均衡と不可分に結びついた政治問題であった。エリオが用いたのは「解決」という語³⁷⁾であり、それは賠償問題を否認するのではなく、形を変えて将来の一般的解決に委ねることによって、外形上の存続を確保しようとする試みであった。

このように、英仏間の対立は、賠償問題を処理すべきか否かではなく、賠償問題をどのような言語で処理するかという点に集中していた。イギリスが、賠償の全面整理を明確な政治的決断として可視化しようとしたのに対し、フランスは、賠償問題を包括的経済危機の文脈に埋め込み、表面的には前進を示しつつも、決定的な表現を回避する戦略を採ったのである。この姿勢は、第1章で確認した「覆い（マスク）」を用いた対応と連続するものであった。

さらに、英仏間では、賠償問題を他の経済問題とどの程度結びつけるかについても見解の相違があった。フランスは、賠償と通貨・関税・地域再建は相互に関連しており、賠償問題を単独で処理することはかえって経済危機を深刻化させると考えていた。これに対してイギリスは、賠償問題こそが経済取引停滞の根源であり、まずこれを整理した上で、他の経済問題を別途検討すべきであるとの立場を崩さなかった。ここでも争点となったのは結論ではなく、議題の配置と交渉順序であった。

英仏の対立は、賠償の是非ではなく、その処理をいかなる表現と手続きで可視化するかにあった。こうした見解の不一致は、まもなく会議の射程と決着時期をめぐる争いとして先鋭化していく。

(三) 英仏事前会議（Ⅱ）——ローザンヌの射程と「時間」の政治

前節でみたように、英仏事前会議における当初の争点は、賠償問題をい

37) *Ibid*, No. 135.

かなる言語と形式で取り扱うかという点にあった。しかし議論が進むにつれて、対立は表現や枠組みを超え、ヤング・プランという既存の賠償制度をいかなる時点で、いかなる形で終結させるのか、すなわちその「死亡宣告」をめぐる政治へと集約されていった。本節では、英仏事前協議において、会議の射程と議事進行をめぐる対立が、賠償問題解決の時間軸設定をめぐる政治的選択へと転化していく過程を検討する。

イギリスにとって、ヤング・プランはすでに実効性を失った制度であった。賠償問題は、巨額な資金移転によって健全な商業循環を萎縮させてきたのであり、それを早期に取り除くことで資金循環を回復し、民間事業に信認を与え、国際金融市場を安定させることができると考えられていた³⁸⁾。さらに、ローザンヌ会議で賠償削除が合意されれば、その経済効果によって対米債務の支払期日までにアメリカ国内の世論を刺激し³⁹⁾、戦債問題に関する交渉環境を改善できる⁴⁰⁾との期待もあった。このためイギリスは、ローザンヌ会議を通じて賠償問題の最終整理を迅速に行い、ヤング・プランに事実上の終止符を打つことを志向したのである。

これに対してエリオは、バーゼル委員会の報告書が示したのはヤング・プランの不十分さであって、その放棄ではないと主張した。フランスにとってヤング・プランは方法ではなく原則であり、賠償問題は、より広範な解決策を模索する用意はあっても、明示的に否認されるべき対象ではなかった。エリオは、ローザンヌ会議を「ヨーロッパおよび中央ヨーロッパの再建を達成するための出発点」と位置づけ、賠償問題については、世界的解決を留保したうえで、将来の調整に委ねる立場を明確にした。しかし同時に、こうした包括的解決には時間を要することを認識しており、そのためにも会議冒頭で「ヨーロッパ再建の作業に着手する宣言」を行うことを求めたのである⁴¹⁾。

注目すべきは、政権交代にもかかわらずフランスの制度的前提が維持さ

38) *Ibid.*

39) *Ibid.*, No. 134.

40) *Ibid.*, No. 117.

41) *Ibid.*, No. 135.

れた点である。イギリスはエリオ政権に柔軟化を期待した⁴²⁾が、事前会議で確認されたのは、エリオもまたラヴァルやタルデューと同様に、賠償制度の明示的否認を避け、包括的解決と将来調整への留保によって「最終決着」の表現を回避する立場にあったということであった。

このような認識のもとで、英仏間の対立は、「原則と方法」の違いとして整理されつつも、実質的には妥協点を見出せないまま推移した。イギリスは、会期や議題の射程を限定することで決着を急ごうとし、フランスは、包括的議論を通じて決定の時期を再設定することで制度外形を維持しようとした。こうして交渉の焦点は、言語や枠組みの問題から、機能不全に陥った賠償制度をどの時間軸で処理するべきかという政治的選択へと移行していったのである。

以上のように、英仏事前会議における最大の争点は、当初は会議の射程や進行速度といった技術的問題の外形をとりながら、最終的にはヤング・プランの「死亡宣告」をめぐる時間軸の設定に収斂した。ローザンヌ会議は、この英仏間の非対称な時間認識を前提として、決着を意図的に回避したまま、包括的経済危機の文脈へと組み込まれていくことになる。次節では、このような交渉枠組みのもとで、ドイツおよびイタリアがどのように関与し、この枠組みをいかに利用したのかを検討する。

(四) ドイツとイタリア——枠組みに対する限定的関与

前節までにみたように、英仏事前会議を通じて形成されたローザンヌ会議の交渉枠組みは、賠償問題の最終的解決に関する明確な時間軸で合意できないまま、通貨・関税・地域再建を含む包括的経済問題の文脈に賠償を位置づけるという、フランスの制度化外交の論理を基礎として設定された。本節では、この枠組みに対してドイツおよびイタリアがいかなる姿勢で関与したのかを検討し、両国が共通して示した「限定的関与」の意味を明らかにする。

42) *Ibid*, Chap. 1, No. 89, Lord Tyrrell (Paris) to Sir J. Simon (Received February 12, 9.0 a. m.).

ドイツにとってローザンヌ会議は、ヤング・プランからの最終的離脱を国際的に承認させるための政治的舞台であった。しかし重要なのは、その目的を達成するために、フランスが設定した交渉枠組みを正面から否定する必要がなかったという点である。ドイツは、賠償問題を世界的経済危機の一部とするフランスの論理を逆用し、経済危機の主要因が賠償制度そのものにあると主張することで⁴³⁾、賠償不履行をドイツ固有の政策失敗ではなく、国際商業循環の構造的問題として位置づける⁴⁴⁾ことに成功した。こうしてドイツは、ヤング・プランの法的存続に関する明示的判断を回避したまま⁴⁵⁾、実質的履行不能という「事実の力⁴⁶⁾」を積み重ねることで、制度の経済的意義を空洞化させていったのである。

このようなドイツの姿勢は、同盟国イタリアからも批判の対象となった。会議直前、イタリア外相グランディ（Dino Grandi）は、ローマ駐在ドイツ大使シュューバート（Carl von Schubert）に対し、ドイツが賠償問題のみに関心を限定し、対米戦債問題やヨーロッパ全体の対応に無関心であることは危険であると指摘し、ヨーロッパ諸国が共同した姿勢を取る必要性を助言⁴⁷⁾している。これは、ドイツの「限定的関与」が、ヨーロッパ的解決の外形を弱体化させかねないことへの警戒を示すものであった。

一方、イタリアの関心はドイツとは性質を異にしていた。イタリアにとって賠償問題は最優先課題ではなく、賠償後に形成される欧州経済秩序、とりわけドナウ地域および中・東欧における勢力配分こそが最大の関心事であった⁴⁸⁾。グランディは、ローザンヌ会議が十分な準備を欠いたまま開催されることに強い懸念を示し⁴⁹⁾、ドイツが賠償問題の解決を前提に、軍備平等とドナウ地域経済問題を交渉カードとして使い分ける「三方面作

43) ADAP, Bd. XIX, Nr. 180.

44) Ibid, Bd. XX, Nr. 110.

45) AMAE, 75 CPCOM, 65, doc. 1-2.

46) Ibid.

47) ADAP, Bd. XX, Nr. 124.

48) AMAE, 75 CPCOM, 62, doc. 9-25.

49) ADAP, Bd. XX, Nr. 124.

戦」をとる可能性をすでに看破していた⁵⁰⁾。こうした展開は、英仏がドイツに譲歩するたびに、ドナウ・バルカン地域におけるイタリアの地位を相対的に低下させかねなかった。

このためイタリアは、表面的には賠償債務の全面削除に賛成する姿勢を示しつつも、英仏独いずれの立場にも全面的に同調することを避け、個別問題ごとに選択的かつ流動的な対応をとる「大陸のバランスー」として行動⁵¹⁾した。イタリアの関与は、交渉枠組みを破壊するものではなく、その内部で影響力を最大化しようとする限定的なものであった。

以上のように、ドイツとイタリアはローザンヌ会議の交渉枠組みに全面的に挑戦することなく、その内部で限定的に関与した。その結果、ローザンヌ会議は、共通の制度設計を欠いたまま、賠償終結を政治的に演出する交渉空間として立ち上がった。次章では、この枠組みのもとで実際に展開された交渉過程を検討し、賠償免除の成立と同時に何が未確定のまま残されたのかを明らかにする

(五) 小 括

本章では、ローザンヌ会議に先立って形成された交渉枠組みを、英仏事前会議を中心に検討した。争点となったのは賠償の是非ではなく、それをいかなる表象と言語、手続き、時間軸のもとで国際的に処理するかであった。イギリスが賠償制度の早期かつ不可逆的終結を志向したのに対し、フランスは包括的経済危機の外形に賠償問題を位置づけ、ヤング・プランの明示的否認と「死亡宣告」を回避しようとした。ドイツとイタリアはこの非対称的枠組みに限定的に関与し、それぞれの利害を追求した。その結果、ローザンヌ会議は共通の制度設計を欠いたまま、賠償終結を政治的に演出し、その帰結をいかなる文脈に置くのかが試される場として構造づけられていった。

50) *DDI, Vol. XII, No. 102.*

51) *Ibid, No. 147.*

三 ローザンヌ会議（1932年6～7月）——賠償処理の政治的演出と欧州経済秩序再編の挫折

ローザンヌ会議（1932年6～7月）は、従来、ドイツ賠償問題に政治的な最終決着を与えた会議として位置づけられてきた。しかし本章では、この会議を単なる賠償問題の「解決点」として捉えるのではなく、賠償制度の終結をめぐる政治的演出の過程と、その背後で欧州経済秩序の再編構想がいかなる形で提示され、またいかなる限界に直面したのかを示す転換点として再定位する。

第1章・第2章で示したとおり、賠償制度の維持が不可能であること自体は主要国に共有されていた。対立の核心は、賠償を存続させるか否かではなく、それをいかなる表象と言語、いかなる時間軸のもとで政治的に終結させるかへと移っていた。即時かつ明示的な「死亡宣告」を志向するイギリスと、それを包括的経済危機の枠組みに埋め込み、決定の表現と時期を管理しようとするフランスの戦略は、ローザンヌ会議の交渉構造を規定した。

本章では、このような事前に形成された非対称的な交渉枠組みを前提として、ローザンヌ会議本体における交渉の展開を検討する。具体的には、会議の進行と議題配置、各国の発言と戦術、そして賠償問題の政治的決着がどのように達成され、またその一方で、通貨・貿易・地域再建といった経済再編の課題がどのように先送りされたのかを明らかにすることで、ローザンヌ会議を「終結」であると同時に「出発点」として捉え直す。

（一）賠償交渉の政治化——表象・時間管理・対米交渉としてのローザンヌ

ローザンヌ会議は1932年6月16日に開会し、7月9日に閉会した。議長国イギリスのもとで5回の全体会議が開催されたものの、実質的な交渉は英仏、英独、あるいは英独仏間の個別協議を通じて進められた。これらの調整過程において、イギリスは一貫して仲介役として主導的地位を

占めていた。

会議における賠償交渉は、支払能力や法的義務をめぐる実体的な協議として展開されたわけではなかった。むしろ交渉の核心をなしていたのは、賠償制度の終結をいかなる政治的表象のもとで示すのか、さらにその終結を、対米関係を含む国際交渉の時間軸の中にいかに位置づけるのか、という点であった。

マクドナルド (Ramsay MacDonald) 英首相は、フランスに対して賠償の「取消し」または「大幅削減」のいずれかを迫ったが、フランス首相エリオは「取消し」という表現には終始同意しなかった⁵²⁾。他方、ドイツとの協議においてマクドナルドは、支払期日を定めない形での賠償支払い約束の可能性を打診し、国内世論に対する「見返り (quid pro quo)」を示す必要性を伝えた。しかしフォン・パーベン首相は、国民の労働成果が他国へ移転することは「心理的に不可能」であるとして、将来のいかなる支払い義務も明確に拒否した⁵³⁾。

こうしたやりとりは、会議以前に形成されていた各国の交渉姿勢と本質的に変わるものではなかった。フランスは、賠償の「取消し」という言葉を回避しつつ、より広範な欧州経済再建の枠組みの中で問題を時間的に処理することを志向した。イギリスは、ローザンヌにおいて賠償問題が解決したという印象を市場に与える一方、賠償取消しに否定的なアメリカとの関係を考慮し⁵⁴⁾、支払い期日を伴わない形式的合意を模索した。ドイツは一貫して支払不能を前提とする立場を維持し、交渉の余地を閉ざしていた。

したがって、ローザンヌ会議における賠償交渉は、実質的な問題解決の場というよりも、賠償制度の終結を政治的にどのように表象するかをめぐる調整過程であった。最終議定書は、各国の固定化された利害を高度な外交技術によって均衡させた結果として成立し、賠償問題は政治的には「決

52) *DBFP, Ser. 2, Vol. 3, Chap. 3, No. 140, Great Britain and France: Notes of a Conversation held on Monday, June 20, 1932, at 10 a. m. (1932).*

53) *Ibid, No. 141, Great Britain and Germany: Notes of a Conversation held on Monday, June 20, 1932, at 4.40 p. m. (1932).*

54) *Ibid, Chap. 2, No. 125, Sir J. Simon to Lord Tyrrell (Paris).*

着」したかのように示されたのである。

しかし、この政治的決着の背後では、より長期的な意味を持つ経済秩序再編をめぐる交渉が、別の次元で進行していた。同時に、ローザンヌ会議のもう一つの焦点は、ドナウ地域を中心とする欧州経済再建構想にあり、この問題こそが、賠償後秩序をめぐる再交渉の出発点となっていく。

（二）ドナウ地域問題と第二の交渉空間——賠償後秩序をめぐる非公式協議と制度化の挫折

ローザンヌ会議では、賠償問題の整理と並行して、より長期的な意味を持つ交渉が進行していた。それが、ドナウ地域を中心とする欧州経済秩序再編をめぐる協議である。本節では、仏独間の非公式協議およびアメリカの姿勢が与えた影響に注目し、賠償交渉とは異なる「第二の交渉空間」が、なぜ制度化に至らなかったのかを検討する。ここで問われていたのは、賠償後のヨーロッパにおいて、誰が、いかなる責任と枠組みのもとで経済再建に関与するののかという問題であった。

ドイツは会議開始当初からフランスに接近し、経済問題に関する個別交渉を開始した。6月18日、ド・ラブレール（André Lefebvre de Laboulaye）は、ドイツ外務省国務次官フォン・ビューローから、ローザンヌ会議において①賠償金、②欧州経済再編、③安全保障の三点を包括的に取り扱うべきであるとの提案を受けた⁵⁵⁾。この提案は、賠償問題を欧州全体の経済再建構想と結びつける点で、イタリア側の認識とも一致していた⁵⁶⁾。ドイツにとって、ローザンヌ会議の主たる目的は、賠償交渉との連動を通じて、ドナウ経済再編における主導権を確保することにあった。

この動きの背景には、会議直前の5月28日、ルーマニアおよびハンガリーとの関税優遇協定に対し、アメリカが同意拒否の覚書を手交したことがあった⁵⁷⁾。アメリカは、ドナウ諸国の経済的・財政的再建は、個別協定

55) AMAE, 75 CPCOM, 65, doc. 3-8.

56) DDI, Vol. XII, No. 102.

57) ADAP, Bd. XX, Nr. 100.

ではなく、欧州全体にわたる包括的計画によって達成されるべきであると強調した⁵⁸⁾。ドイツはこれを、ドナウ地域再建が独仏協力を前提とせざるをえない一方で、ドイツの関与なくしては実現しえないとの認識の表れと受け止め⁵⁹⁾、したがってタルデュー・プラン放棄後のフランスの出方を慎重に探ろうとした。

同日18日、フランス外務省通商政策局クーロンドル (Robert Coulondre) およびベルリン駐在フランス大使館顧問アーナル (Pierre Arnal) と、ドイツ外務省経済局リッター (Karl Ritter) は長時間にわたる協議を行った。穀物問題をめぐってフランス側は、二国間協定ではなく集团的協定の必要性を説き、議論は次第に独仏関税同盟の可能性へと及んだ⁶⁰⁾。ドイツ側が賠償問題に話題を戻そうとしたのに対し、フランスがあえてこの経済問題に立ち返ったことは、フランスが賠償後秩序に関して独自の構想を保持していることを強く印象づけた。

その後の協議では、穀物優遇措置をめぐる具体案が検討されたが、協定案第7条に盛り込まれたチェコスロヴァキアに対する広範な優遇措置案をめぐって、ドイツはこれをタルデュー・プランの事実上の復活と受け取り、強く反発した。イタリアもこれに同調して警戒姿勢を強めた結果、欧州全体を対象とする穀物協定構想は頓挫した⁶¹⁾。

さらに、ドナウ地域に対する共同基金構想も検討されたが、その機能と射程をめぐって英仏間の構想差が露呈した。イギリスが通貨安定に限定された基金を想定したのに対し、フランスは融資制度全体の再構築を志向し、資金源についても中央銀行に加えて関税収入の定期拠出を想定した。この

58) *Foreign relations of the United States*, (以下“FRUS”と略す), Volume II 1932 (Washington, D. C.: U. S. Government Printing Office, 1946), 662.7131/64, May 27, 1932, pp. 346-347. University of Wisconsin-Madison Library Digital archives <<https://search.library.wisc.edu/digital/AG5OAT7XT7HRHX84>> (Accessed on January 27, 2026).

59) *ADAP*, Bd. XX, Nr. 116. 同文書の脚注13)を参照。

60) *Ibid*, Nr. 146.

61) *Ibid*, Nr. 254. ローザンヌで最初にまとめられた穀物価格引上げに関する共同協定案の第5次改訂版が添付されている。

対立は最後まで解消されず、合意には至らなかった⁶²⁾。

以上のように、賠償交渉と並行して進められたドナウ地域経済再建構想は、具体的提案が検討されながらも、独伊による拘束的制度構築への警戒、英仏間の構想差、そして包括的対応を求めつつ関与を限定したアメリカの姿勢によって制度化に至らなかった。その結果、ドナウ地域問題はローザンヌ会議において周縁的議題として整理され、明確な制度設計を欠いたまま、次なる交渉の場へと持ち越されることとなった。

（三）実質賠償削除の成立——政治的決着の構造と四大国の利得

本節では、ローザンヌ会議において成立した「実質的な賠償削除」を、単なる外交的妥結としてではなく、その政治的意味と限界の双方から検討する。最終議定書によってドイツは事実上の賠償免除を獲得し、長年続いた賠償問題は一応の幕引きを迎えた。しかしこの「解決」は、賠償制度を支えてきた経済的・政治的前提を再構築するものではなく、各国が異なる目的を抱えたまま到達した均衡点にすぎなかった。本節では、この政治的決着がいかなる外交技術によって成立し、同時に何を未解決のまま残したのかを検討する。

ローザンヌ会議における賠償交渉では、英仏、英独の二国間協議と三国会談が繰り返されたが、交渉の過程で想定外の合意が形成されることはなかった。最終議定書は、英仏事前協議で形成された枠組みと、ドイツの一貫した交渉姿勢が維持されたまま、三国の主張の均衡点として成立したものであった。

イギリスにとって最重要の目標は、賠償問題を政治的に終結させ、市場および対米関係に対して制度の不可逆的整理を示すことであった⁶³⁾。フランスにとっては、従来の条約に基づく賠償制度の終了を認めつつ⁶⁴⁾、「一

62) *Ibid.*

63) AMAE, 75 CPCOM, 63, doc. 173-189, “I. Accord avec l’Allemagne - Déclaration” dans “Acte Final de la Conférence de Lausanne”.

64) *Ibid.*, “Article 2”.

括払い (forfait)⁶⁵⁾」という形式を通じて、対価としてのドイツの支払いを名目的に確保することが重視された。ドイツは、「現在支払わない」という立場を維持したまま、支払額を30億ライヒスマルクに大幅減額し、その債券化と国際決済銀行への預託、さらには長期未発行時の無効化条項によって、実質的な免除を確保した⁶⁶⁾。

この合意は、即時終結と将来への延期という矛盾する時間軸を巧みに両立させることで成立していた。将来の支払い可能性を形式的に残すことは、ドイツの支払不能を前提としつつ、アメリカとの戦債交渉に一定の配慮を示す役割も果たした。また、英仏は秘密合意として「紳士協定⁶⁷⁾」を結び、各債権国が自国の対米債務について満足すべき解決を得た場合にのみ、協定を批准するという停止条件を設けた。さらに両国は「信頼協定 (Accord de Confiance)⁶⁸⁾」を通じて、ヴェルサイユ条約に基づくドイツの義務履行に関する問題について事前協議を義務づけ、賠償後秩序を英仏協調の枠内で管理しようとした。

しかし、この政治的決着は、複数の問題を内包していた。第一に、ドイツの賠償免除によって生じるヨーロッパ内の経済的不均衡への対応が、何ら制度的に準備されていなかった点である⁶⁹⁾。第二に、批准条件が対米債務交渉の成否に依存していたことは、フランスにとって大きな財政的リスクを伴っていた。第三に、賠償交渉に直接関与できなかったイタリアは、最終的な解決を高く評価せず、ドイツのみが免除される一方で、自国が対英債務を完全な法的義務として負い続ける構造に強い不満を抱いていた。グランディは、債券化された一時払い金が対米交渉の有効な材料にならな

65) Ibid, doc. 16-17.

66) Ibid, doc. 173-189, “Article 1er”.

67) Ministère des affaires étrangères, France. Commission de publication des documents relatifs aux origines de la guerre -. *Documents diplomatiques français 1932-1939, 1er Série, Tome II* (以下、“DDF, Sér. 1, T. 2”と略す), doc. 1, “TEXTE DU GENTLEMEN'S AGREEMENT, PROCÈS-VERBAL”, le 8 juillet 1932, Paris, Impr. nationale, 1963.

68) Ibid, doc. 16.

69) *DBFP, Ser. 2, Vol. 3, No. 134.*

い可能性を指摘し、むしろヨーロッパ全体が同様の債務問題を抱え込む危険性を警告した⁷⁰⁾。

ローザンヌ会議では、賠償問題の政治的整理と並行して、ドナウ地域を中心とする経済再建問題も議論されていたが、具体的な制度的合意に至ることはなかった。賠償問題の決着は国際世論に歓迎されたが、それは終着点ではなく、四大国にとって新たな経済秩序再編をめぐる交渉の出発点にすぎなかったのである。

（四）賠償後に残された問題——ドナウ地域経済と再交渉の必然性

ローザンヌ会議は、ドイツ賠償問題について政治的な終結を演出することには成功したが、賠償後の欧州経済秩序、とりわけ中・東欧およびドナウ地域の経済再建を、いかなる制度的枠組みのもとで進めるのかという核心的問題については、明確な合意に至らなかった。賠償交渉が各国の政治的・財政的制約を調整する場として高度に集約された結果、経済再建をめぐる実質的論点は意図的に会議の周縁へと押しやられ、将来の再交渉へと先送りされることとなったのである。

この点で注目されるのは、ローザンヌ会議におけるフランスの姿勢の変化である。エリオ政権は、タルデュー政権期に提示されたドナウ地域再建構想について、イタリア外相グランディに対し、「いわゆるタルデュー・プランはもはや存在しない⁷¹⁾」と繰り返し説明し、拘束性の高い国際制度構築を前面に押し出すことを慎重に回避した。実際、会議期間中の仏独協議においても、チェコスロヴァキアを明示的に優遇する提案は撤回され、フランスは自らの構想が「タルデュー・プラン」の再来と受け取られることを避ける方向へと調整を行っている⁷²⁾。この点からみれば、フランスはローザンヌにおいて、過去の制度外交の失敗を踏まえた制度構築を前面に

70) *DDI, Vol. XII, No. 139.*

71) *Ibid.*, No. 96.

72) *ADAP, Bd. XX, Nr. 254.*

押し出すことを避ける方向で調整していた。

しかし、こうしたフランス側の姿勢転換にもかかわらず、ドイツおよびイタリアは、フランスの提案に対する強い警戒を解かなかった。ここで問題となっていたのは、個々の提案内容というよりも、「タルデュー・プラン」という記憶が象徴する、フランス主導による国際的拘束性の強い制度構築への不信であった。ローザンヌ会議において、フランス案はたびたび「すでに放棄されたはずの構想」の復活として疑われ、その正当性は内容以前に、その出自によって問い直されることとなった。こうして「タルデュー・プラン」は、具体的政策というよりも、交渉空間に残存する政治的ラベルとして機能し続けたのである。

さらに、この不信を強化したのが、賠償交渉を通じて成立した英仏協調であった。ローザンヌ会議において英仏関係は顕著に回復し、両国は共通の交渉枠組みのもとで会議を収束させることに成功した。この協調は「信頼協定」として結実したが、これは英仏間の安定をもたらす一方で、ドイツおよびイタリアにとっては、英仏協定の再形成を想起させ、フランス案が将来的に英仏協調を背景として制度化を進めるのではないかという警戒感を生む結果ともなった⁷³⁾。安定をもたらす協調が、同時に対抗的集団形成を誘発するという逆説が、ここに存在していた。

こうした状況のもとで、ローザンヌ会議におけるドナウ地域再建をめぐる穀物優遇措置や共同基金構想は、いずれも合意に至らず、最終的に継続会議に委ねられた⁷⁴⁾。これは単なる未決着ではなく、各国が意識的に経済秩序再編の最終判断を回避し、再交渉の場を制度的に先送りした結果であった。その帰結として、ローザンヌ会議は賠償問題の終結点であると同時に、賠償後の欧州経済秩序をめぐる再交渉を不可避なものとする出発点ともなったのである。

このようにして持ち越されたドナウ地域経済再建問題は、1932年9月のストレーザ会議において再び主要議題として浮上する。ストレーザ会議

73) *DDI, Vol. XII, No. 147.*

74) *ADAP, Bd. XX, Nr. 254.*

は、ローザンヌ会議の単なる補遺や延長ではなく、ローザンヌが意図的に確定しなかった経済秩序をめぐる対立を、あらためて清算しようとする場として位置づけられるべきであろう。次章では、この再交渉がストレーザ会議でいかに制度化を試み、いかなる限界に直面したのかを検討する。

四 ストレーザ会議——賠償後欧州経済秩序をめぐる再交渉とその限界

（一）ストレーザ会議の位置づけ

ローザンヌ会議は、ドイツ賠償問題について政治的な終結を演出することには成功したものの、賠償後のヨーロッパ経済秩序をいかなる制度的枠組みのもとで再編するののかという根本問題を解決しないまま閉幕した。とりわけ、ドナウ地域を中心とする中・東欧経済の不安定性は、賠償交渉の周縁へと押しやられ、各国の警戒と不信を伴ったまま再交渉に委ねられることとなった。1932年9月に開催されたストレーザ会議は、ローザンヌ会議の単なる補遺ではない。賠償後の経済秩序をめぐる対立が制度的に先送りされた結果として、不可避免的に招来された再交渉の場であった。本章では、ストレーザ会議を、フランスが模索した包括的経済再編構想と、これに対抗・修正しようとするドイツ、イタリア、イギリスの戦略が交錯する場として再定位し、なぜこの会議が実質的な合意に至りえなかったのかを検討する。

ストレーザ会議の開催は、ローザンヌ会議最終議定書の「中・東欧に関する決議⁷⁵⁾」に基づいて決定された。同決議では、委員会を設置し、欧州連合研究委員会（Commission d'étude pour l'Union européenne - CEUE）が中欧および東欧諸国の再建を確保するための提案を作成することが定められていた。ローザンヌ会議では議題として掲げられながらも、主要国代表によ

75) AMAE, 75 CPCOM, 63, doc. 173-189, "Résolution relative à l'Europe Centrale et Orientale.

る本格的な討議が行われなかったドナウ地域問題は、この継続審議の枠内で改めて取り上げられることとなり、その場として1932年9月のストレーザが選ばれたのである。

もっとも、ストレーザ会議はローザンヌ会議と完全に連続する会議ではなかった。ローザンヌと異なり、各国の政府首脳や正式代表が参加せず、専門家を中心として構成された点で、交渉の性格は明確に異なっていた。一方で、議題の面ではローザンヌで未処理とされた問題を引き継いでおり、両会議のあいだには断絶と連続が併存していた。したがってストレーザ会議は、政府間の政治決着ではなく、世界経済会議を見据えた論点整理を担う専門家会議として構成された。ローザンヌ会議が賠償問題に政治的終結を与えた一方で、通貨・貿易・地域経済秩序といった問題を制度的に未解決のまま先送りしたことは明らかであり、これらの問題は、世界経済会議を視野に入れた再検討の対象とされた。

実際、ローザンヌ最終議定書には「世界経済・金融会議に関する決議⁷⁶⁾」が盛り込まれ、通貨・貿易・政府間債務を含む包括的な経済問題を、国際連盟の枠内でアメリカを加えて協議する構想が示されていた。ストレーザ会議は、この世界経済会議に先立ち、まずヨーロッパ内部で立場を整理し、アジェンダを形成するための専門家会議として位置づけられたのである。すなわち、ローザンヌから世界経済会議へ至る過程の中間段階として、ヨーロッパとしての合意可能性を事前に探る役割を担っていた。

しかし、ドナウ・バルカン地域の経済状況は、こうした段階的手続きを待てる状況にはなかった。経済問題は、通貨・関税・国際貿易が国境を越えて相互に関連し、各国の国内事情とも密接に結びついていたため、専門家による分析だけでなく、その勧告を実行に移すための国際的連携が不可欠であった。ストレーザ会議は、未処理問題が制度的に押し出された結果として招集された会議であると同時に、ロンドン世界経済会議へ接続する性格を帯びていたため、単なる意見交換にとどまらず、即効性を伴う政策

76) Ibid, “Résolution relative à une Conférence économique et financière mondiale”.

合意を具体的行動計画へと転化し得るかどうか、ヨーロッパ諸国の結束が試される場でもあった。

このように、英仏独伊およびドナウ・バルカン諸国が集結したストレーザ会議は、広域化した問題とその緊急性から、従来以上に制度的かつ包括的な対策を求める声が高まる中で開催された。しかし同時に、主要国にとっては、それぞれの経済合理性と外交戦略に基づく立場を主張する場ともなっていた。次節では、ローザンヌ会議を通じて形成された英仏関係と、その外交的シグナルがドイツおよびイタリアに与えた影響を検討し、ストレーザ会議の出立点となった国際環境を明らかにする。

（二）ストレーザ会議の準備段階——ローザンヌ後の英仏協調と独伊の受け止め

ローザンヌ会議において、フランスは実質的に賠償政策を放棄するという大きな代償を払った⁷⁷⁾が、その見返りとして、イギリスとのあいだに「信頼協定」を成立させたと認識した。英仏協調の回復は、ローザンヌ会議後のフランス議会においても外交的成果として評価され⁷⁸⁾、フランスは長らく続いていた外交的孤立から脱し得たとの自信を深めていった。

こうした認識のもとで準備されたのが、1932年9月のストレーザ会議であった。会議に先立つ8月25日、議長就任を予定していたフランスのボネ（Georges Bonnet）はロンドンを訪問し、マクドナルド首相と会談した。しかしこの訪問に先立ち、マクドナルドはフランス駐在大使タイレルを通じて、ボネに対し、ロンドン訪問前にドイツおよびイタリアの大使と会見するよう求めていた⁷⁹⁾。さらにロンドンでの昼食会には、ドイツおよびイタリアの大使が招かれ、マクドナルドはその意図として、3月に提示されたタルデューのドナウ構想について、「ドイツとイタリアに事前相談すべきであった」との強い不満が存在したことを説明し、今後は両国との共

77) *DDF, Sér. I, T. 2, doc. 316.*

78) *Ibid.*, doc. 16.

79) *Ibid.*, doc. 181.

通案を形成する必要があると強調した⁸⁰⁾。

このやり取りは、イギリスがフランスに対し、制度的再編構想の推進には、独伊との合意形成が不可欠であるとの立場を明確に示したものであった。ボネは、英仏協調が確立された以上、ドイツおよびイタリアに対しては宥和的姿勢で臨むべきであり、また、イギリスのドナウ・バルカン地域への投資規模を考慮すれば⁸¹⁾、最終的にはイギリスがフランス案を支持すると見込んだ。英仏協調を背景として、ストレーザ会議において制度的経済再編へ向けた一定の前進が可能であるとの期待が形成されたのである。

しかし、この期待は、英仏間で共有されていたわけではなかった。ローザンヌ会議における「信頼協定」は、イギリスにとってはフランスから譲歩を引き出す交渉資源という側面が強く、実質的な政策的コミットメントを伴うものではなかった。実際、議会で信頼協定について問われたマクドナルドは、「具体的な義務は一切含まれていない」と明言している⁸²⁾。他方で、この協定は、ドイツおよびイタリアにとっては、今後の交渉環境を大きく左右する外交的シグナルとして受け止められた。

ボネはロンドン訪問に先立ち、フランス駐在ドイツ大使ヘシュとも意見交換を行っていた⁸³⁾。ヘシュは、信頼協定に基づく英仏特別協議の予定や、穀物問題・共同基金構想以外の議題設定について問い、これに対し、エリオとボネが、ストレーザ会議を世界経済会議に向けたヨーロッパ・プログラムの実質的準備段階と位置づけていることが伝えられた。そのためには独仏協力が不可欠であるとの認識が繰り返し強調された。

ドイツは、ローザンヌ会議中にクーロンドルが提示した穀物協定案や、ドナウ地域におけるチェコスロヴァキア優遇の構想に、タルデュー・プランの再来を見出していた。英仏協調が成立したことは、ドイツにとって、フランスが再び拘束的な制度構築を主導する可能性が高まったとの確証を

80) *Ibid.*

81) *Ibid.* 訪英時に、イギリス中央銀行副総裁と面談する機会があり、そのとき同地域へ多額の投資を行っている事実を告げられていた。

82) TNA, FO800/287, #350-390.

83) *ADAP, Bd. XXI, Nr. 14.*

与えるものであった。

イタリアもまた、信頼協定を重大な外交的变化として受け止めていた。ローザンヌ会議直後、イタリア外務省国際連盟局ヴィテッティ（Leonardo Vitetti）は、政府代表ムッソリーニ（Benito Mussolini）宛の報告書において、信頼協定がエリオの主張するほど実質的な同盟関係ではないとしつつも、イギリスが「欧州政治問題の解決にあたっては、英仏間の事前合意を最も適切な手続きとみなしている」ことを明確に示したと指摘した⁸⁴⁾。これは、フランスに対して英仏協商再建への期待を抱かせ、従来のイタリア外交の前提を修正させかねないシグナルであった。

以上のように、ローザンヌ後の英仏協調は、フランスにとっては制度的経済再編を主導するための外交資源として理解された一方で、ドイツおよびイタリアにとっては、英仏主導秩序の再形成を警戒すべき兆候として受け止められた。この非対称的理解は、ストレーザ会議準備段階においてすでに交渉の基調を規定しており、会議がフランスの想定とは異なる方向へ展開する伏線となっていた。次節では、こうした前提のもとで、イギリス、ドイツ、イタリアがそれぞれの合理性に基づいてフランスの制度化構想を支持しなかった理由を検討する。

（三）フランス制度化経済再編を拒む英独伊の合理性

ストレーザ会議（1932年9月5日-20日）は、形式上は「中・東欧経済再建のための会議」として開催されたが、その実態は、ローザンヌ会議で先送りされた賠償後欧州経済秩序を、いかなる外形と論理のもとで再び議題化し得るのかをめぐる政治的試行の場であった。ローザンヌ会議では、賠償問題が即時終結と時間軸の延長を併存させる高度に調整された妥協によって処理された一方、通貨安定、農産物価格、短期信用、為替管理といった中・東欧危機の構造要因は、制度的解決を与えられないまま残された。ストレーザ会議はこの「賠償後の空白」を埋めるものとして構想されたが、各国は制度負担を回避しつつ「ヨーロッパとしての解決」を示すこ

84) *DDI, Vol. XII, No. 145*

とを求められるという矛盾のもとで交渉に臨んだ。

この会議を主導したフランスは、タルデュー・ブランの名を冠した構想を前面に出すことを避けつつ、その基本理念—農産物価格の安定、通貨・信用問題への集団的対応、ドナウ地域を含む欧州経済の相互依存的再建—を、国際的な制度言語へ移し替えようとした。フランスの狙いは、共同基金構想と穀物条約案を「ヨーロッパ的枠組み」として再提示すること、そして仮に具体的合意に至らずとも、欧州諸国が協調的努力を行ったという外形を確保することにあった。ストレーザ会議は、この外形（「ヨーロッパ的合意」）を必要としながら、内実（制度的負担）の受け入れをめぐる対立が先鋭化する会議として展開する。

争点は早い段階から表面化した。9月6日の一般討議開始以降、ドイツ経済省局長ポッセ（Hans Ernst Posse）は経済問題と金融問題の分離を図ったが、ポーランドは農業国を代表して、行動計画は経済と金融の双方を対象とすべきであると反論し、ハンガリー、ブルガリアもこれに同調した⁸⁵⁾。ここで焦点となったのは、フランスが推進する共同基金構想であった。9月12日に基金が本格的に議題化されると、ドイツは拠出計画に強い警戒を示した。基金は、各国の輸出入額に対して一定の賦課金を課し、それを財源として穀物価格維持と通貨安定の双方に用いることが想定されていたが、ドイツは、すでにハンガリー、ルーマニア、ユーゴスラヴィアと二国間優遇条約を進めており、これ以上の犠牲を受け入れられないとして拠出に反対した⁸⁶⁾。

ドイツの反対は、財政制約の問題にとどまらなかった。アメリカが東欧諸国との二国間優遇条約の承認を留保し、「ヨーロッパとしての解決案」を要求していた状況のもとで、共同基金が穀物価格支持と財政支援に用い

85) Société des Nations archives digitales, Genève, Swiss. Société des Nations archives digitales, Genève, Suisse. URL: <https://archives.ungeneva.org/lontad>, accessed on 27 January, 2026, (以下“SdN archives”と略す), Stresa Conference. September 1932 – Notes from the conference, R2923/10D/39020/38450/Jacket1, pp. 360-442.

86) *ADAP, Bd. XXI*, Nr. 48.

られるなら、二国間優遇条約によるドイツの影響力は相対化され、アメリカにとっても条約承認の動機が弱まることになる。したがってドイツにとって、共同基金は、二国間優遇条約体制を制度的に無力化しうる装置として警戒されるべき対象であった。

一方、基金拠出案の出所がイタリア代表デ・ミケリス（Giuseppe de Michelis）であり、仏伊の共同案であることが明らかになると、ドイツは従来の独伊協調が揺らぎつつあることを認識した⁸⁷⁾。これまでドナウ問題では、イタリアはしばしばドイツと協調してフランス案に反対してきたが、この局面でイタリアは、ドイツの二国間優遇条約によるドナウ地域での経済覇権の形成を警戒し、これを抑制する方向へ動き始めたのである。

イタリアの合理性は、二重の制約から形成された。第一に、タルデュー・プランが形を変えて再提出され、フランスとの対立が継続する可能性への警戒である。第二に、ドイツの「東方進出」による勢力拡大への対抗である。イタリアはこの二つの制約を同時に処理するため、ドイツとの全面協調でも、フランスとの全面対立でもなく、案件ごとに協調相手を選別する方針を採った。ドナウ問題ではチェコスロヴァキアを切り離し、議論の焦点を「ドナウ諸国」から「東欧農業国」へ移すよう誘導しつつ、共同基金ではフランスと協調し、通貨政策では英仏の不一致を見極めながら原則的に中間を維持した⁸⁸⁾。すなわち、仏独双方の構想を相殺しながら、自国の影響力を確保する選択であった。

イギリスもまた、制度化構想に対して明確に距離をとった。代表アディソン（Joseph Addison）は会議中発言が控えめであったが、議題が共同基金に及ぶと反対姿勢を明確化し、特惠関税と組み合わせた農産物価格安定化や、通貨安定化基金の構想にも否定的立場を示した⁸⁹⁾。イギリスの基調には、東欧危機の背景に軍事支出や財政規律の欠如があり、制度的救済はモラルハザードを助長するとの認識があった。金本位制離脱後のポンド運

87) *ADAP, Bd. XXI, Nr. 69.*

88) *DDI, Vol. XII, No. 245.*

89) *DDF, Sér. I, T. 2, doc. 181.*

営を踏まえれば、通貨安定は各国中央銀行と市場メカニズムによって達成されるべきであり、政府関与による人為的固定や基金方式は望ましくないという立場であった。こうした英国の反対は、会議決裂を回避すべきだという英国側の配慮を伴いつつも、制度化構想を実体として成立させない方向に作用した。

以上のように、ストレーザ会議では「ヨーロッパ的合意」の必要性自体は共有されながらも、共同基金・穀物条約・通貨安定という制度的中核をめぐって、英独伊はそれぞれの合理性からフランス構想を支持しなかった。議長国フランスのボネは、世界経済会議に向けたヨーロッパのアジェンダ形成を念頭に、対立の調整に終始したが、最終的に会議報告書は勧告にとどまり、具体的政策合意ではなく、各国に突き付けられた課題の「アジェンダ・リスト」として残ることになった。次節では、この報告書が各国にとっていかなる政治的意味を持ったのかを、会議に対する評価の差異を中心に検討する。

(四) ストレーザ会議の帰結

ストレーザ会議の最終報告書は、関係各国に対する勧告にとどまり、拘束的な制度的合意には至らなかった。この報告書は翌月、CEUEに上程され、ヨーロッパとして具体的政策へと転化し得るかが検討されることとなったが、会議自体は明確な制度決定を回避したまま閉幕した。

ドイツは、ストレーザ会議を通じて、タルデュー・プランの制度的痕跡を完全に消し去ることに成功したと評価した。穀物問題は包括的協定ではなく、二国間の優遇条約によって処理される方向が確認され、基金への拠出についても、各国の負担能力に応じて優遇条約と組み合わせ、あるいは代替し得るものとされた⁹⁰⁾。ドイツは財政制約を理由に基金拠出を留保しつつ、優遇条約の発効が穀物協定の停止条件とされたことによって、条約締結国がドイツと協調する利益を有する構造を作り出した。これにより、優遇条約を中心とする経済再建構想は、形式上「ヨーロッパ的計画」とし

90) ADAP, Bd. XXI, Nr. 69.

て、アメリカが提示してきた包括性の条件を満たすものと位置づけた⁹¹⁾。

イタリアについて、ドイツは当初、タルデュー・プラン阻止を最大の目標としていたと理解していたが、会議後半では、ドイツ主導の二国間優遇条約構想そのものを警戒する立場へと転じた。後日、ローマ駐在フランス大使ボーマルシェ（Maurice Beaumarchais）との会談で、ムッソリーニはストレーザ会議を「近年繰り返されてきた多くの会議と同様、何ら実際的な結果を残さなかった」と評している⁹²⁾。

イギリスは、ドイツ代表団の観察によれば、会議の成否そのものに強い関心を示しておらず、自国が関与しない形で得られる成果にのみ、限定的な好意を示す姿勢であった⁹³⁾。イギリスは、東欧諸国の経済問題の根本にモラルハザードを見ており、具体的な救済制度の構築には消極的であった。オタワ協定に象徴されるように、イギリスはすでに欧州経済秩序から距離をとる選択を進めていたのである。

フランスは、ローザンヌ会議で提示された穀物条約案と共同基金案を基礎として、再びヨーロッパ的合意の形成を試みた。ストレーザ会議の本質的目標を、「各国が自国の国策に適合する形で、かつ公平な割合で欧州再建に貢献すること」と位置づけ、独伊との調整に一定の成功を収めたと自己評価していた⁹⁴⁾。ドイツ側も、フランスの交渉姿勢について、クーロンドルやボネが終始公正かつ宥和的に行動し、ドイツの決定に遡及的影響を与える事項については必ず事前協議を行っていたと評価している⁹⁵⁾。

しかし、フランスのこの宥和的姿勢は、ドナウ地域の制度的再建を実現するためというよりも、対米戦債交渉を見据えた外交的布石としての性格を強く帯びていた。フランス財務大臣ジェルマン＝マルタン（Héroult Germain-Martin）は、エリオ宛覚書において、ローザンヌおよびストレーザにおけるフランスの行動は、ヨーロッパ再建のために集团的利益の観点

91) *Ibid.*

92) *DDF, Sér. I, T. 2, doc. 237.*

93) *ADAP, Bd. XXI, Nr. 69.*

94) *DDF, Sér. I, T. 2, doc. 213.*

95) *ADAP, Bd. XXI, Nr. 69.*

から多大な犠牲を受け入れたものであり、この努力を根拠としてアメリカに対し債務問題で有利な待遇を求める資格があると主張している⁹⁶⁾。ストレーザ会議は、フランスにとっても、ドイツと同様に「ヨーロッパ再建のために行動している」ことを示す政治的舞台であった。

その結果、フランスの制度的経済再編構想は実質的に霧散した。ドナウ地域諸国に対する短期的救済措置は講じられず、フランスの求心力は低下した。一方で、英仏伊の協調は維持され、ドイツは外交的孤立を深めつつも、フランス主導の拘束的制度を回避し、二国間優遇条約体制を通じてドナウ地域への経済的進出の地歩を固めることに成功した。

ストレーザ会議は、ヨーロッパ経済再建の合意という外形を整えるために展開された会議であった。フランスとドイツはともに、「ヨーロッパとしての合意」という覆い（マスク）を必要としていた。しかし、その覆いの下に存在していたのは、四大国それぞれの経済合理性にもとづく対立が、もはや多国間制度の内部では調整されえず、国家ごとの選択へと転化した現実であった。

これに際して、国際連盟は中欧・東欧の輸出国が直面する危機と債務問題の相互関連性について、膨大な覚書を準備し、後続会議の準備会合でも2キロ以上の資料を作成した。このように、国際連盟は、戦間期を通じて、とりわけ東欧における経済協力の調整において重要な役割を果たしてきた⁹⁷⁾。しかし、この会議では、国際連盟の制度的枠組みは実質的に機能せず、制度的フォーラムとしての形式的役割にとどまった。各国の外交判断は連盟の制度的枠組みの外側で形成されていったのである。

こうした意味で、ストレーザ会議は、多国間制度の失敗の一事例ではなく、欧州経済秩序をめぐる四大国が多国間制度からの離脱を相互に選択した重要な局面であった。

96) *DDF, Sér. 1, T. 2, doc. 245*

97) Clavin, Patricia, *The Great Depression in Europe, 1929-1939*. Macmillan, 2000, pp. 152-153.

（五）小 括

本章では、ローザンヌ会議後に不可避となった再交渉の場としてのストレーザ会議を分析し、フランスが模索した制度化による欧州経済再編構想が、なぜ実質的合意に至らなかったのかを明らかにした。英仏協調の成立は、フランスにとって主導権回復の契機であったが、ドイツとイタリアには英仏主導秩序再建への警戒を喚起し、会議開始前から交渉の基調を規定した。会議では「ヨーロッパ的合意」の必要性が共有されたものの、共同基金や穀物条約をめぐる制度的負担を各国が合理的に回避した結果、報告書は勧告にとどまり、経済秩序再編は再び先送りされた。ストレーザ会議は、欧州経済秩序の再編を多国間制度の内部で前進させることの困難さを示すと同時に、四大国がそれぞれの政治的・経済的合理性にもとづき、国際連盟を中心とする多国間制度の枠組みから距離をとる方向へと移行しはじめた局面であった。そしてその結果、欧州経済問題は未整理のまま、次のロンドン世界経済会議へと持ち越されることになったのである。

おわりに

ローザンヌ会議およびストレーザ会議の分析を通じて明らかとなったのは、戦間期ヨーロッパにおいて、賠償問題の政治的終結と経済秩序の制度的再編とが、同一の交渉枠組みのもとでは両立しえなかったという事実である。ローザンヌ会議は、賠償問題を高度な外交技術によって「政治的に終結」させることに成功したが、その過程で中・東欧経済危機という構造的問題を意図的に棚上げした。賠償の実質的削除は終着点ではなく、むしろ通貨・関税・地域再建といった制度問題をめぐる新たな交渉を始動させる契機であった。

この棚上げ部分を処理するために構想されたストレーザ会議は、「ヨーロッパ的合意」という形式を共有しつつも、各国が自国の政治的・経済的合理性にもとづいて制度的拘束を回避した結果、経済秩序再編の出発点として機能するには至らなかった。フランスが模索した制度化による包括的

再編構想は、英独伊による修正・回避の戦略と交錯し、共同基金や穀物条約といった制度的中核をめぐって実質的合意を形成しえなかった。その結果、ストレーザ会議は具体的政策合意ではなく、課題の列举と将来の検討を促す勧告として帰結した。

ここに見られるのは、経済的ブロック化が政治的分断を直接的に生み出したという単線の因果関係ではない。むしろ各国が、それぞれの国内制約と国際的立場にもとづき、「ヨーロッパ的合意」の外形を維持しようとした結果、その形式的協調が制度的実質を欠いたまま温存され、分裂を加速させていく過程であった。多国間制度による欧州経済秩序再編の可能性は、露骨な政治対立によって否定されたのではなく、各国の合理的判断の累積によって、次第に実質的選択肢から排除されていったのである。

本稿は、欧州経済秩序再編の視点から、ローザンヌ会議およびストレーザ会議において、各国がそれぞれの構想にもとづき「ヨーロッパ的合意」を模索し、交渉を展開していく過程を分析してきた。しかし、その交渉過程を精査することで、むしろ制度による再編という選択肢が、欧州内部で次第に選択されなくなっていく端緒が形成されていた可能性が明らかとなった。

本稿はその前提として、ローザンヌからストレーザに至る連続的交渉過程を分析し、戦間期フランス外交を、崩壊へ向かう欧州秩序の中で「ヨーロッパ的合意」の可能性を最後まで制度的に模索した主体として位置づけた。この分析は、新解釈を提示するというよりは、各国の交渉過程の動態を分析することで既存の研究を補強し、1932年のヨーロッパ経済外交をより立体的に見える位置へ置き直したものと言える。少なくとも1932年のローザンヌおよびストレーザ会議の段階において、フランス外交は、対米関係や国内的制約という困難な条件のもとで、なおヨーロッパとしての協調的対応を制度化しようとする選択肢を保持し続けていた。しかし、その試みが最終的にいかなる帰結を迎えたのかについては、ロンドン世界経済会議を含むその後の国際交渉過程を視野に入れた検討が必要であり、今後の課題としたい。

佐々木 裕史（ササキ ヒロフミ）

所属・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
最終学歴 慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程
専攻領域 国際関係史 フランス外交史
主要著作 「戦間期フランス経済外交とドナウ地域における統合構想の試み——タルデュー・プランの構想過程と多国間交渉の展開を中心に——」『法学政治学論究』第 147 号（2025 年 12 月）